

農業機械関連業務技術指導実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が農業機械関連業務（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 1 1 年法律第 1 9 2 号）第 1 5 条第 2 号に規定する業務をいう。）に関して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書第 3 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき実施する技術指導についての取扱いの方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「技術指導」とは、農機具の開発又は改良に関する設計及び講義並びに実験等による指導であって、次に掲げる場合をいう。ただし、依頼出張によるもの及び別に定める規程等に基づき受け入れる研修生等に係るものを除く。

- 一 勤務地を離れて行う場合
- 二 勤務地にあって相当の時間を要する場合

(技術指導を行う組織及び権限の委任)

第 3 条 技術指導は、農業機械研究部門（以下「農機研」という。）において行うものとする。

- 2 理事長は、技術指導の実施に関する権限を、農業機械研究部門所長（以下「所長」という。）に委任する。

(技術指導の依頼)

第 4 条 技術指導を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、原則として、所長が定める技術指導依頼書を所長に提出して、技術指導の依頼を行うものとする。

(受理の可否)

第 5 条 所長は、前条の規定により技術指導の依頼があったときは、遅滞なく、農機研の業務の状況を勘案して当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

(担当者)

第 6 条 所長は、技術指導の依頼に応ずるときは、当該依頼に係る技術指導を実施するための役員又は職員を指名するものとする。

(受託契約)

第7条 所長は、技術指導の内容により必要があると認めるときは、依頼者と技術指導の受託に関する契約を締結するものとする。

（技術指導料）

第8条 技術指導に要する経費（以下「技術指導料」という。）は、別に所長が定めるところによる額とし、依頼者は、技術指導の開始の前に、これを本部管理本部さいたま管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付しなければならない

2 技術指導料は、依頼者が国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、出資者、寄附者、賛助者その他特に所長が認めた者である場合には、その額を減じ、又はこれを徴収しないことができる。

（秘密の保持）

第9条 依頼者及び農研機構（その所属の役員及び職員を含む。）は、技術指導によってそれぞれが知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、技術指導に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前において、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成14年法律第129号）附則第4条第1項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構及び同法附則第8条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和61年法律第82号）附則第2条第1項の規定により解散した旧農業機械化研究所が行った技術指導は、この規程の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（平成16.4.1 規程第72-1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第72-2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第72-3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-12規程第72-4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31.2.18 30-28規程第72-5号）

この規程は、平成31年2月18日から施行する。

附 則（令和元.12.9 31-18規程第72-6号）

この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-9規程第72-7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6.12.20 06-18規程第72-8号）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。